「青森市財政プラン（2024～2028）ローリング版」及び「令和９年度予算編成方針」の概要

青森市財政プラン（2024～2028）ローリング版

１　財政の健全性維持のための「ローリング版」

◇　国等の制度改正や毎年度の決算状況を踏まえ、「青森市財政プラン（2024～2028）」のローリングを実施。

２　財源調整のための「基金」70 億円確保に向けた取組を継続

◇　財源調整のための基金については、２年連続となった豪雪災害に対応するための除排雪経費や給与改定等に伴う人件費が増加したことで、令和７年度末の残高が昨年度のローリング版よりも約２億円下回り 41 億円に留まったものの、令和８年度以降は行財政改革などの取組の継続により基金残高を積み増すことが可能となる見込みであり、令和 15 年度末の基金残高は、昨年度のローリング版よりも微増となる 74 億円を確保する見込み。

◇　現状の見通しを踏まえ、事業の厳選や有利な財源の活用のほか、スクラップ・アンド・ビルドや行財政改革の徹底、近年好調なふるさと納税等の自主財源の確保など、歳入歳出両面における地道な取組によって、可能な限り早期に 70 億円を確保できるよう基金残高の積み増しを図っていく。

３　「市債残高」の縮減

◇　引き続き市債発行額の抑制に努め、令和 5 年度決算と比較して、令和 10 年度末市債残高（臨時財政対策債を除く）は 78 億円（730→652 億円）の大幅縮減。

予算編成方針

１　予算編成の方向性

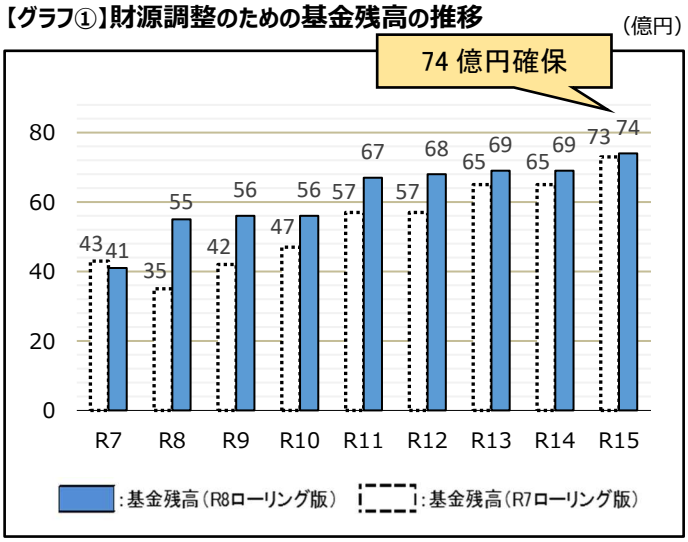
◇　エネルギー価格や物価高騰の地域経済への影響の長期化により、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増している中、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくためには、歳出全般について不断の見直しを行うとともに、市経済の発展と雇用の創出による税収確保に努め、令和 15 年度末の基金残高の確保や市債残高の縮減の達成という目標を堅持し、将来世代に責任を持てる財政基盤の確立を目指し、持続可能で健全な財政運営を行っていかなければならない。

◇　社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の直面する諸課題に立ち向かうため、「仕事をつくる」「人をまもり・そだてる」「まちをデザインする」の３つの基本政策に沿った「みんなで未来を育てるまちに」の創造に向け、効果的な事業への予算の重点化を図るものとする。

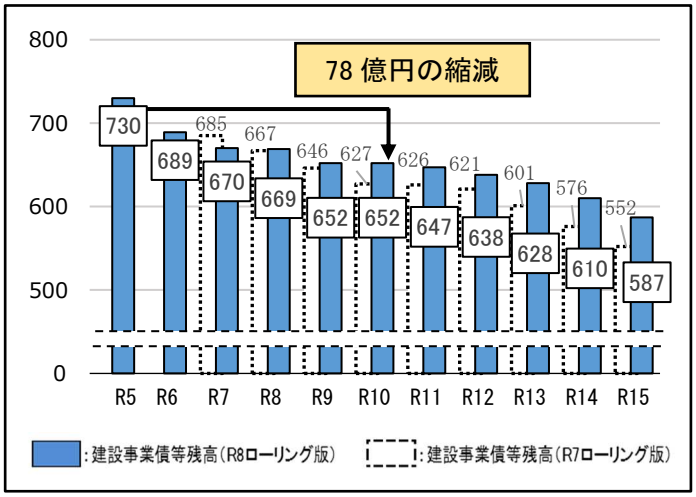
２　財政の健全性確保対策として予算要求枠にシーリングを設定

◇　昨今のエネルギー価格や物価高騰による影響に配慮する観点から、マイナスシーリングを行わずゼロシーリングとし、それを反映させた予算要求配分枠の設定を行う。

【グラフ①】財源調整のための基金残高の推移



【グラフ②】市債残高の推移



青森市財政プラン

（2024～2028）

《令和 8 年 10 月ローリング版》

令和 8 年 10 月

青森市

目　　次

１　はじめに **1**

２　中期財政計画における目標 **1**

３　中期財政計画 **1**

（１）前提条件等 1

（２）推計方法 2

（３）中期財政計画に反映した主な普通建設事業等 3

（４）財政の健全性確保対策 4

（５）中期財政計画 5

参考１　財源調整のための基金残高の状況 **6**

参考２　市債（借入）残高の状況 **6**

１　はじめに

本市では、持続可能な財政運営のための指針として、令和 6 年 10 月に、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を計画期間とした「青森市財政プラン（2024～2028)」を策定しました。このプランでは、財政の健全性を維持するため、中期的な財政収支の見通しとなる中期財政計画が位置付けられています。

中期財政計画は、策定時点における一定の前提条件の下に推計したものであるため、国における制度改正や各年度の決算や予算編成状況等を踏まえ、毎年度、ローリング（時点修正）を行うこととしています。

２　中期財政計画における目標

（１）令和 15 年度末における財源調整のための基金残高 70 億円確保

令和 7 年度末における基金残高は、2 年連続となった豪雪災害に対応するための除排雪経費や給与改定等に伴う人件費の増加などがあった一方で、過去最大の除排雪経費に対する国・県からの財政支援や特別交付税により昨年度のローリング版と比べ 1.7 億円の微減となりましたが、今後は行財政改革などの取組の継続により基金残高を積み増すことが可能となる見込みであり、令和 15 年度末の基金残高は、昨年度のローリング版よりも微増となる 74 億円を確保する見込みです。

現状の見通しを踏まえ、事業の厳選や有利な財源の活用のほか、スクラップ・アンド・ビルドや行財政改革の徹底、近年好調なふるさと納税等の自主財源の確保など、歳入歳出両面における地道な取組によって、可能な限り早期に 70 億円を確保できるよう基金残高の積み増しを図っていきます。

（２）市債発行額の抑制による市債残高の縮減

３　中期財政計画

（１）前提条件等

①　中期財政計画は、令和 10 年度までを計画期間としていますが、ローリングに当たっては、統合新病院等の中長期的な影響を把握しておく必要があるため、参考値として当該年度を含めた 8 年間の令和 15 年度までの財政見通しとして作成しました。

②　推計の起点は、令和 7 年度決算額と令和 8 年度 9 月補正後予算額としています。

③　財政計画は、令和 8 年度一般会計 9 月補正後予算額をベースに、今後予定されている制度改正等を反映させたほか、「（２）推計方法」により推計しています。

④　令和 9 年度以降の計画には、年度間の財源調整に用いる財政調整積立金等の繰入金や繰越金は見込まないものとします。

（２）推計方法

① 歳入

科目	推計方法
市税	・個人住民税は、税制改正の影響を計上。 ・固定資産税は、家屋の評価替や償却資産の大臣配分の増、新幹線特例縮減の影響を計上。 ・軽自動車税は、環境性能割廃止の影響を計上。
譲与税及び交付金	・地方特例交付金は、減収補てん特例交付金の終了による影響を計上。
地方交付税	・普通交付税は、令和８年度の交付決定額を基準とし、市税収入の増減や事業費補正の影響などを計上。 ・特別交付税は、令和８年度予算と同額を計上。
国・県支出金	・歳出における扶助費や普通建設事業費の見込み等を考慮して計上。
市債	・投資分については、普通建設事業費の推移に応じて計上。 ・今後の借り換え予定額を計上。 ・臨時財政対策債は、令和 8 年度と同様に今後も発行が無いものと見込む。
その他	・年度間で変動があるもの以外、令和８年度予算を基本とし計上。

② 歳出

科目	推計方法
人件費	・定員管理計画による職員数を基本として計上。
扶助費	・令和８年度予算に対象者や事業費の伸び率等を反映して計上。
公債費	・既発債分は、償還計画に基づく額を、一時借入金利子については、令和８年度当初予算と同額を計上。 ・新発債分は、普通建設事業費に係る市債借入見込額を基に計上。 ・今後の借り換え予定額を計上。
普通建設事業費	・経常的事業は、令和８年度当初予算と同額を計上。 ・既定計画事業は、現在の計画期間及び計画額で計上。 ・推計上見込んだ主な事業は、「（３）中期財政計画に反映した主な普通建設事業等」のとおり。
繰出金	・特別会計繰出金、企業への繰出金、一部事務組合への負担金をそれぞれの見込に基づき計上。 ・病院事業会計へは、経営安定化支援の繰り出しを毎年度３億円計上。また、統合新病院に係る経費を計上。
その他	・年度間で変動があるもの以外、令和８年度予算を基本とし計上。 ・除排雪事業については、令和 8 年度の除排雪対策見直し後の予算額を基本に、毎年度の単価上昇分を反映して計上。

（３）中期財政計画に反映した主な普通建設事業等

下表は、令和８年度当初予算編成を踏まえ中期財政計画に反映した主な普通建設事業等です。計画を作成する上で取り入れたものであり、スケジュールや事業費を決定したものではありません。

（単位：億円）

No	事業名	事業費	国県	市債	その他	一般財源	事業期間（計画期間内）
1	造道小学校校舎等改築事業	57.0 (54.9)	19.4 (19.1)	35.4 (34.0)		2.2 (1.8)	R3～R12 (R6～R10)
2	泉川小学校校舎等改築事業	62.7 (32.7)	22.2 (10.9)	32.7 (17.2)		7.8 (4.6)	R5～R17 (R6～R10)
3	青森市斎場建替事業	28.0 (28.0)		21.5 (21.5)	6.5 (6.5)		R6～R8 (R6～R8)
4	国直轄港湾整備事業 （油川地区基地港湾）	15.9 (15.9)		14.6 (14.6)		1.3 (1.3)	R6～R9 (R6～R9)
5	情報システム標準化整備事業	29.5 (23.6)	0.4 (0)		18.4 (18.4)	11.1 (5.2)	R2～R8 (R6～R8)
6	統合新病院整備事業 （病院事業会計への繰出）（※）	267.3 (3.1)				267.3 (3.1)	R7～R14 (R7～R10)

（※）統合新病院整備事業の事業費（上段）は市の負担見込総額を計上。
（統合新病院の整備はR14までだが、市は企業団が発行する起債の償還に対して応分の負担をすることから、R44まで繰出を継続する見込み）

（４）財政の健全性確保対策

①予算要求枠へのシーリングの設定

予算総額の増大を抑制する観点から、事業区分に応じて予算要求枠へのシーリングを設定します。シーリング設定の考え方は下表のとおりです。

②市債発行の抑制

今後想定される施設の建替えや大規模改修に伴う投資的経費に充当する新規市債発行額の抑制に継続的に取り組むこととします。

［シーリング設定の考え方］　（※令和８年度当初予算編成方針を前提）

事業区分		説　明	要求基準
義務的経費	人件費	特別職・職員給与費	所要額
	公債費	市債償還金	
	義務的経費（A・B）	法令による実施義務があるもの 債務負担行為に基づくもの	
	施設管理費	施設管理経費	シーリング （前年度同額）
	一般管理費	事務費	
	積立金	基金への積立金	所要額
裁量的経費	裁量的経費Ａ	準義務的事業	既存分所要額
	裁量的経費Ｂ	裁量的事業	シーリング （前年度同額）
	裁量的経費Ｃ	裁量的事業で年次変動が大きい事業	別途指定
	行財政改革推進経費	行財政改革を推進する事業	所要額
	投資的経費	普通建設事業、災害復旧事業 （既定計画事業を除く）	シーリング （前年度同額）
繰出金等		特別会計・企業会計繰出金、広域事務組合負担金	上記に準ずる

（５）中期財政計画

（単位：百万円）

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		決算額	9月補正後（繰越含む）	推計値						
歳入	市税	35,716	35,907	36,414	36,550	36,742	36,612	36,771	36,921	36,792
	譲与税・交付金	10,468	10,924	10,595	10,595	10,595	10,268	10,595	10,923	10,595
	地方交付税	34,641	30,375	29,724	29,480	28,918	28,920	27,976	27,218	27,542
	国・県支出金	43,869	44,118	42,070	42,547	42,299	42,241	42,331	41,437	41,135
	市債	8,682	7,597	5,519	7,350	6,672	7,016	5,149	4,402	3,708
	その他	13,403	11,504	8,864	8,740	8,571	8,724	8,604	9,305	10,593
	歳入合計 ①	**146,779**	**140,425**	**133,186**	**135,262**	**133,797**	**133,781**	**131,426**	**130,206**	**130,365**
歳出	義務的経費	78,341	72,535	71,620	72,614	72,339	74,225	71,486	71,399	71,097
	人件費	15,308	16,060	15,093	15,484	14,912	15,555	14,981	15,370	15,630
	扶助費	47,763	43,958	44,360	44,810	45,306	45,848	45,643	45,446	45,257
	公債費	15,270	12,517	12,167	12,320	12,121	12,822	10,862	10,583	10,210
	普通建設事業費	8,017	10,392	9,470	10,156	9,927	8,348	7,900	6,876	6,131
	繰出金	23,032	23,191	24,160	24,428	23,596	23,678	23,397	23,747	23,474
	うち公営企業・準公営企業	6,416	6,392	7,092	7,205	6,292	6,192	6,002	6,421	6,131
	その他	33,253	35,348	29,466	29,637	28,420	29,054	30,127	29,851	30,734
	歳出合計 ②	**142,643**	**141,466**	**134,716**	**136,835**	**134,282**	**135,305**	**132,910**	**131,873**	**131,436**
歳入歳出差引 ③(①－②)		**4,136**	**△ 1,041**	**△ 1,530**	**△ 1,573**	**△ 485**	**△ 1,524**	**△ 1,484**	**△ 1,667**	**△ 1,071**
翌年度への繰越財源 ④		550	0	0	0	0	0	0	0	0
実質差引 ⑤(③-④)		**3,586**	**△ 1,041**	**△ 1,530**	**△ 1,573**	**△ 485**	**△ 1,524**	**△ 1,484**	**△ 1,667**	**△ 1,071**

※1）R7 年度は決算額のため、歳入（その他）に前年度からの繰越金及び基金取崩が含まれています。
※2）R8 年度は 9 月補正後予算額に、前年度からの繰越金を含んでいます。
※3）R8 年度は予算ベースでの推計であるため、各年度、決算剰余金は発生しないものとして繰越金及び基金取崩額は計上していません。
※4）各年度の市債及び公債費には市債借換分が含まれています。

【財源調整のための基金残高】

（単位：百万円）

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
		決算額	9月補正後（繰越含む）	推計値						
A	前年度末 財源調整基金残高	4,778	4,106	5,523	5,593	5,620	6,735	6,811	6,927	6,860
B	当初予算での財源不足額		△ 383	△ 1,530	△ 1,573	△ 485	△ 1,524	△ 1,484	△ 1,667	△ 1,071
C	予算取崩額と決算取崩額の差（年度末に取り崩す必要がなくなる金額）		0	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
D	年度末での実質的な財源不足額（B+C）	△ 2,572	△ 383	70	27	1,115	76	116	△ 67	529
E	決算剰余金1/2以上の積立	1,900	1,800	0	0	0	0	0	0	0
F	**年度末 財源調整基金残高（A+D+E）**	**4,106**	**5,523**	**5,593**	**5,620**	**6,735**	**6,811**	**6,927**	**6,860**	**7,389**

基金残高は年々増加し、令和 10 年度末で 56 億円、令和 15 年度末で 74 億円を確保

【市債残高】

（単位：百万円）

区　分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
	決算額	9月補正後（繰越含む）	推計値						
市債残高	**106,338**	**102,157**	**96,404**	**92,469**	**88,205**	**83,716**	**79,415**	**74,703**	**69,713**
（うち建設事業債等）	67,048	66,903	65,194	65,191	64,739	63,835	62,779	61,026	58,673
（うち臨時財政対策債）	39,290	35,254	31,210	27,278	23,466	19,881	16,636	13,677	11,040

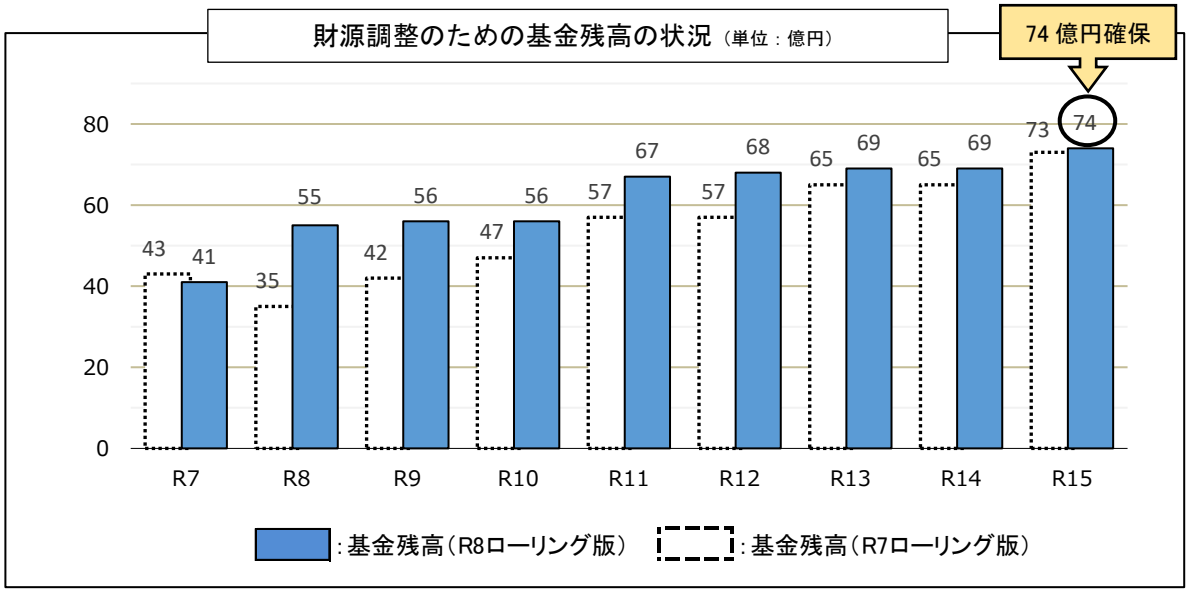
市債残高は年々減少し、令和 10 年度末で 652 億円、令和 15 年度末で 587 億円

参考１　財源調整のための基金残高の状況

2 年連続となった豪雪災害に対応するための除排雪経費や給与改定等に伴う人件費が増加したことで、令和 7 年度末の基金残高は昨年度のローリング版よりも約 2 億円下回り 41 億円に留まりましたが、令和 8 年度以降は行財政改革などの取組の継続により基金残高を積み増すことが可能となる見込みであり、令和 15 年度末の基金残高は、昨年度のローリング版よりも微増となる 74 億円を確保する見込みです。

経済事情の変動による大幅な税収減や、災害の発生等による支出の増加など、予期しない収入減や不測の支出増加等に備え、財源調整のための基金の更なる積み増しを図ります。

財源調整のための基金残高　70 億円確保

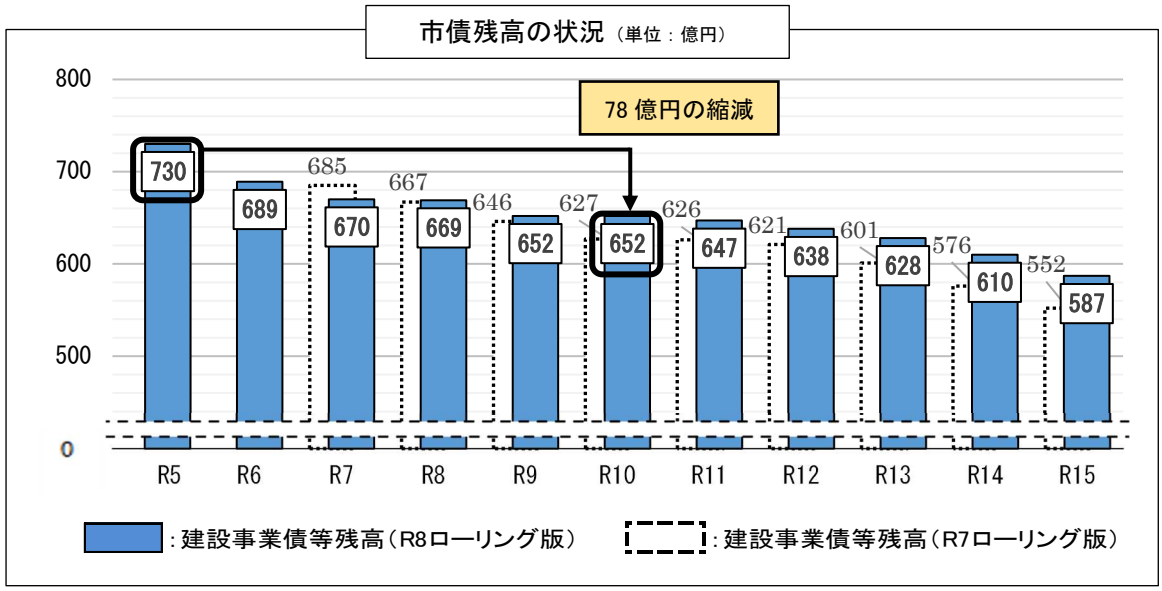


参考２　市債（借入）残高の状況

市債は、学校施設の建設や道路整備等の財源として調達しています。市債の発行により、将来世代も含めて平等に費用を負担することができます。

市債発行額の抑制に努めてきた結果、年々市債残高は減少しています。

市債残高の大幅縮減　△78 億円（※R5 と R10 の総額の差）



青森市財政プラン（2024～2028）
【令和８年１０月ローリング版】

■作成年月　令和８年１０月
■お問合せ先　青森市企画部 財政課
〒030-8555　青森県青森市中央一丁目 22 番５号
電話番号　017-734-5187　FAX　017-734-5180

青 市 達 財 第　　号
令和８年１０月　　日

各部・局の長　様

企 画 部 長

令和９年度予算編成方針（依命通達）

１　日本経済の状況及び国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が発表した９月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」との認識を示している。

政府は、令和８年７月２１日に「経済財政運営と改革の基本方針２０２６「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～（いわゆる「骨太の方針」）」を閣議決定し、「「経済・財政新生計画」を刷新し、本章を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」として定め、目指す経済・財政の姿の実現に向けて取り組む。本計画は、2027～2040年度を計画期間とし、財政運営目標の設定、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、『「強く豊かな日本」投資枠』の創設、補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直しといった予算編成の在り方、分析・検証の強化等による市場の信認確保といった、新たな財政運営の仕組みを一体で示す。」としており、当面の経済財政運営と令和９年度予算編成に向けた考え方として、「政府は、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和９年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換する。 概算要求では、一律抑制型の要求を見直し、行政サービスの水準を実質的に維持できるよう、物価・賃金上昇を的確に反映する。その際、公定価格や各種基準額・閾値の必要な点検・見直し等を進める。すなわち、人件費や庁費等の行政機関等の運営に必要な経費、補助費や委託費等の事業や政策に必要な経費、それぞれについて適切な単価改定を行う。」としているところである。

また、令和８年７月３０日に「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」が閣議了解され、「令和９年度予算は、『経済財政運営と改革の基本方針２０２６』等に基づき、危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を

通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和８年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。」することとしている。

令和９年度の予算編成においては、これらの国の経済財政運営の動向など、本市予算への影響が大きい取組の情報収集に努め、十分留意する必要がある。

２　本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況は、令和７年度決算を見ると、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回ったところである。

地方債残高については、平成２１年度末の１，７８６億円をピークに年々減少を続けており、令和７年度末では対前年度６０億円減の１，０６３億円となる一方、財源調整のための基金の残高は、普通交付税の追加交付や多額の特別交付税の交付があったものの、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく給与の大幅な増額改定や長期化する物価高騰に伴う各種経費の増加のほか、豪雪災害への対応として過去最大となる８３億円もの除排雪経費を要したことなどにより、対前年度約７億円減の４１億円となったところである。

現在の本市を取り巻く財政環境は、高齢化の進展による医療・介護等の社会保障関連経費の増加や公共施設の老朽化に伴う改修・更新需要、賃金上昇に伴う各種経費の増加など、財政需要が今後も増加していくことが見込まれていく中で、歳入の根幹となる市税収入の大きな伸びは期待できず、厳しい環境にある。

また、日本銀行が７月に発表した「経済・物価情勢の展望」によると、「2026 年度については、中東情勢の影響を受けた春先以降の原油価格上昇が下押し要因となるものの、グローバルなＡＩ関連需要の増加に加え、政府による各種施策や緩和的な金融環境等が経済を下支えすると考えられるため、わが国経済は、伸び率を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみられる。2027年度以降は、原油高のマイナスの影響が減衰し、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まっていくことから、わが国経済は成長率を緩やかに高めていくと考えられる。」との基本的見解が示されているものの、リスク要因として、「当面は、中東情勢が金融・為替市場やわが国の経済・物価に及ぼす影響をとくに注視する必要がある。このほか、グローバルなＡＩ関連需要の動向や今後の為替相場の変動が、わが国の経済・物価に及ぼす影響にも留意が必要である。」とされていることから、依然として厳しく予断を許さない財政環境が継続すると見込まれるところであ

る。
　このため、今後の財政運営に当たっては、社会の変化に応じた新たな税源の涵養や財源の確保に努めるとともに、歳出全般については、事業の選択と集中を図りながら、今後の財政需要に的確に対応していかなければならない。

３　令和９年度予算編成の方向性

　令和９年度は、令和６年９月に策定した本市のまちづくりの最上位指針である「青森市総合計画前期基本計画」（以下「基本計画」という。）のもと、将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に必要な施策を引き続き重点的かつ積極的に進めていく必要がある。
　このような中、本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、地域コミュニティの活力の低下のほか、グローバル化やデジタル化の進展、地震や台風などの自然災害、地球温暖化や環境汚染などの環境問題など、大きく変化してきている。
　このため、令和９年度予算については、こうした社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、本市の直面する諸課題に立ち向かうため、「仕事をつくる」「人をまもり・そだてる」「まちをデザインする」の３つの基本政策に沿った「みんなで未来を育てるまちに」の創造に向け、効果的な事業への予算の重点化を図るものとする。
　特に、本市では基本計画にも掲げているとおり、「子育て先進都市」「ＤＸ先進都市」の実現に向けた取組を進めることとしており、県内他市や他中核市に先んじた、新たな施策を積極的に展開していくための検討・予算の重点化が必要である。
　一方、エネルギー価格や物価高騰の地域経済への影響の長期化により、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増している中、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくためには、歳出全般について不断の見直しを行うとともに、市経済の発展と雇用の創出による税収確保に努め、「青森市財政プラン（2024～2028）（令和８年10月ローリング版）」における令和１５年度末の基金残高の確保や市債残高の縮減の達成という目標を堅持し、将来世代に責任を持てる財政基盤の確立を目指し、持続可能で健全な財政運営を行っていかなければならない。
　よって、当初予算編成に当たっては、昨年度と同様、前年度当初予算における一般財源をベースに調整を行った上で、財源を配分することから、事業点検による事務事業の見直しを図るとともに、下記事項に留意して令和９年度の予算要求に当たられたい。

　以上、命により通達する。

記

基本方針

令和９年度当初予算は、次の方針を基本として編成することとする。

１　予算要求にあたっての予算要求配分枠の設定

令和９年度当初予算編成は、昨今のエネルギー価格や物価高騰による影響に配慮する観点から、既存の政策的経費を対象とした一般財源ベースのマイナスシーリングを行わずゼロシーリングとし、それを反映させた予算要求配分枠の設定を行う。

２　財源調整のための基金取崩しの抑制

厳しい財政環境の中、増大する行政需要に的確に対応しつつ、歳入に応じた持続可能な財政を維持していくためには、財源調整のための基金残高を確保しながらも、単年度における収支の均衡を図り、原則として基金に頼らない財政運営を行っていく必要がある。

市税収入等の大幅な伸びが期待できず、義務的経費の増加などにより一般財源の不足が見込まれることから、令和９年度の予算編成に当たっては、真に必要な事業を厳選し、可能な限り一般財源の圧縮に努めることとする。

３　投資的経費に充当する新規市債発行額の抑制

投資的経費にあっては、市債の有効活用を図ることとするが、将来における公債費の増大による財政の硬直化を避け、財政の健全性を高めていく必要があり、将来負担比率及び実質公債費比率の数値に留意しながら、今後も引き続き市債発行額を抑制し、できるだけ市債残高を増大させない努力が求められる。

このため、令和９年度においては、今後の大規模事業に伴う市債残高の増加も見据えながら、投資的経費に充当する新規の市債発行額の抑制に継続的に取り組むこととする。

４　官公需における適切な価格転嫁

国においては、賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題であるという認識のもと、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えるため、「官」が先導して取組を進める観点から、官公需の価格転嫁の徹底を図ることとしており、「官公需における価格転嫁・取引適正化プラン」をとりまとめた。

こうした状況を踏まえ、官公需における適切な価格転嫁を推進する観点から、各種経費の積算に当たっては、最新の見積の徴取や最低賃金の上昇を含め、時勢

を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮すること。

個別編成方針

令和９年度当初予算における個別編成方針は、次のとおりとする。

１　歳入・歳出予算の編成に関する事項

（１）年間予算の徹底と予算見積り

当初予算は一会計年度における全ての歳入・歳出の見積りである。このことから、補正予算については、当初予算の段階で想定し得なかった制度改正、災害、施設・設備の破損、給与改定等に限り措置することとしているため、当初予算の要求に当たっては、事務事業の内容及び年間スケジュールを十分に精査し見積もること。

（２）歳入予算

市税等の自主財源の大幅な伸びが期待できない現在の経済状況下においては、国・県補助金等を積極的に活用しつつ、将来の財政負担をも見据えた市債発行などによる安定的な財政運営を行う必要がある。

事業を実施するためには、その財源が必要であるということを職員一人ひとりが常に意識しながら、事業の構築に当たっては歳入の確保を念頭に置くよう努めること。

① 一般財源

市税及び地方譲与税を始めとする一般財源については、財政運営上の根幹をなすものであることから、今後の経済情勢及び国の制度改正などの動向を見据えながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、各部局が所管する土地等の未利用財産は、自主財源を確保するため、金額の多寡にかかわらず処分を積極的に検討し、可能なものは早急に処分すること。

② 特定財源（市債を除く）

当初予算編成における一般財源には限りがあることから、積極的な特定財源の確保に努めることとし、国・県補助金をはじめ各種団体等の助成金などについて、積極的な活用を図ること。

使用料・手数料については、これまでの実績を踏まえながら、的確な収入見込額を算定すること。

また、広告収入については、企業広告やネーミングライツなどの積極的な導入を図り、新たな自主財源の確保に努めること。なお、ネーミングライツ

については、これまでの「施設特定型」のネーミングライツに加え、ネーミングライツを設定する施設、期間、金額等の提案を公募する「提案募集型」のネーミングライツの活用にも留意すること。

③ 市債

起債の対象となる事業については、過去の予算措置状況や別に通知する作業要領を参考に、確実に要求すること。なお、対象事業及び起債額について、必要により財政課に相談すること。

④ その他（収納対策関連）

市税を始めとした歳入金については、負担の公平性の観点等から、それぞれの歳入金の性格に応じ、課税客体等の完全捕捉や滞納整理の強化に努め、収納向上に特段の意を用いることにより、歳入確保を積極的に図ること。

（３）歳出予算

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効活用し事業の選択と集中を図る必要があることから、令和９年度の予算編成においては、スクラップ･アンド･ビルドの徹底により歳出予算を抑制しながら、今後の財政需要に的確に対応することとする。

よって、既存事業については、事業目的や成果目標に照らしながらゼロベースから検証し、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、費用対効果の低い事業等は、廃止や再構築を前提に、重点的に見直しを行うこと。

特に、令和９年度当初予算編成においては、２年連続の豪雪災害などの影響により、財源調整のための基金残高の減少が続いていることから、安易に新たな一般財源を増加させるようなことがあってはならない環境下に置かれていることを十分に理解すること。

したがって、新規・拡充事業については、これまでの取組や将来需要を検証し、事業の必要性や事業効果、さらに後年度負担等についても十分に検討した上で、下記の「事業区分ごとの見積基準」の範囲内で予算要求を行うこと。ただし、令和９年度からの実施が既に市の方針として決定している事業については、所要見込額による要求を受け付けるものであること。

事業区分ごとの見積基準

（※一般財源ベース、ただし、投資的経費は「市債」＋「一般財源」ベース）

① 人件費

職員給与費等については、定員管理計画などに基づく所要見込額とする。

② 公債費

償還額に基づく所要見込額とする。

③ 政策的経費

法令等による実施義務が認められる義務的事業は所要見込額（経費積算に市の裁量があるものは既存取組分のみ）とする。また、裁量的事業のうち、法令等による実施義務はないものの、義務的内容であり、政策上廃止が困難な事業については、対象者の増減等による自然増減を除き、令和８年度当初予算額（特殊分※を除く）以内の額で要求すること。

また、行財政改革を推進する事業は所要見込額とする。

それ以外の事業については、シーリングの対象とし、令和８年度当初予算額（特殊分※を除く）以内の額で要求すること。

なお、扶助費については毎年経常的に支出され、年々増加が見込まれる経費でもあるため、その成果を常に検証し、事業の見直しと経費削減に努めること。

その他、必要な事項については、別途指示する。

※ 隔年又は単年度で発生するイベントや計画どおり終了した事務事業などの自然減分＝当該年度限りの経費

④ 投資的経費

公共事業見込額調書に掲げた各事業の市債及び一般財源を基準とし、次のとおりとすること。要求に当たっては、事業内容の精査を行い、可能な限り事業費を圧縮し、市債及び一般財源の抑制に努めること。

(a) 既定計画事業は、公共事業見込額調書に掲げた各事業の基準の範囲内

(b) (a)以外の事業は、前年度基準以内

⑤ 施設管理費

燃料費、光熱水費、維持修繕料等の特殊経費は所要見込額とするが、それ以外の経費については、令和８年度当初予算額（特殊分を除く）以内の額とすること。

施設管理費のうち、指定管理料については、指定管理料提案額の範囲内における所要見込額を原則とすること。

⑥ 一般管理費

特殊経費は所要見込額とするが、それ以外の経費については、令和８年度当初予算額（特殊分を除く）以内の額とすること。

⑦ 繰出金等

企業会計及び特別会計（企業会計以外）（以下「特別会計等」という。）へ

の一般会計からの繰出金については、関係法令及び国が定めた繰出基準の額を基本とすること。ただし、一般会計の財政状況に鑑み、特別会計等の収支を勘案した上で繰出基準未満での繰出と整理をした特別会計等への繰出金については、繰出基準の額にかかわらず、令和８年度当初予算の額を基本とするので、協力されたいこと。

また、令和８年度において繰出基準以上に繰出を行っている特別会計等についても、令和８年度の予算編成において整理をした額を上限とすること。なお、当該特別会計等については、各会計において策定している経営改善に向けた計画等における取組を着実に実行するとともに、可能な限り繰出金の抑制を図ること。

一部事務組合等の分担金等についても、一般会計と同様の考え方とすること。

＜事業区分ごとの要求基準一覧表＞

事業区分		説　明	要求基準
義務的経費	人件費	特別職・職員給与費	定員管理計画に基づく所要見込額
	公債費	市債償還金	所要見込額
	義務的経費（A・B）	A:法律等により実施義務があるもの B:Aのうち経費積算に市の裁量があるもの	所要見込額 （※経費積算に市の裁量がある事業は既存取組分のみ所要見込額）
	施設管理費	施設管理経費	★ シーリング 前年度予算額以内 （指定管理料は所要見込額（提案額の範囲内））
	一般管理費	事務費	
	積立金	基金への積立金	所要見込額
裁量的経費	裁量的経費Ａ	法律等による実施義務は無いが、義務的内容であり、実質的に廃止することが困難な事業	自然増減を除き前年度予算額以内
	裁量的経費Ｂ	裁量的事業	★ シーリング （前年度予算額以内）※特殊経費は認めない
	裁量的経費Ｃ	裁量的事業で年次変動が大きい事業	所要見込額 （※隔年経費は前回予算額以内）
	行財政改革推進経費	行財政改革を推進する事業	所要見込額
	投資的経費	普通建設事業、災害復旧事業 （既定計画事業を除く）	★ シーリング （前年度予算額以内）
繰出金等		特別会計・企業会計繰出金、広域事務組合負担金	繰出基準等による （※７頁記載のとおり）

「前年度予算額」：令和８年度当初予算額

※特殊経費について

裁量的経費Ｂを除く、要求基準を前年度予算額以内とした事業について、特殊経費として認める（所要見込額での要求が可能）のは右表のものとする。

1　燃料費
2　維持修繕・一般修繕料
3　光熱水費、電話料
4　指定管理料
5　法定経費
6　将来の負担が決まっているもの（債務負担設定済経費、公課費、償還金等）
7　隔年経費（新規を除く）
8　行財政改革の推進に資する経費

（４）予算要求配分枠

・各部局の前年度当初予算等を基本に計算を行った上、各部局に一般財源等の配分を行うこと。

・枠配分額の算出に当たっては、小事業ごとに積み上げる方式を採っているが、この方式は部ごとの総枠を算出するものであって、各小事業や所属課の配分額を定めたものではない。従って、要求に当たっては、部内での調整を図られたいこと。

・「青森市ふるさと応援寄附制度」による寄附は、９月３０日現在で集計を行い、各部局へ示すので有効活用すること。

・令和８年度中に補正予算対応等により追加実施する事業のうち、その財源を捻出することができない場合は、令和９年度配分額の前倒し対応とみなすものとすること。

（５）特別会計及び企業会計

特別会計についても、上記の見積基準等によること。

また、企業会計においても、上記見積基準を参考として予算を編成されたいこと。

（６）その他留意事項

① 国・県の予算編成への対応

国及び県の施策や予算編成の動向に十分に注意し、関係する事業についての情報を的確に把握すること。

なお、国及び県において補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、これに替わる地方財政措置等がなされるものを除き、事業そのものを廃止・縮小すること。（取組を継続する場合には、各部局で財源捻出すること）

② 施策評価及び事業点検結果の反映

６月から１０月に行った施策評価及び事業点検の結果を踏まえ、予算要求すること。

特に今回の事業点検については、２年連続の豪雪災害による除排雪体制の抜本的な見直しに必要な財源を確保するため、これまで以上に選択と集中の視点を持って事務事業の見直しを行ったことから、当該点検結果を確実に予算要求に反映させること。

事業点検において、「市長公約・指示枠」、「行財政改革枠」、「連携枠」のうち財源捻出不要とした取組については、予算要求配分枠とは別に所要額を要求可能であること。

なお、継続事業については、検証に基づく見直しを踏まえ予算要求するこ

と。

予算要求の際の事業区分については、財政課と協議すること。

③ 予算執行抑制加算の設定

令和８年４月以降の予算執行段階において、事務事業や業務の改善により、コストの削減が図られるものについて、削減見込額の２分の１を令和９年度の予算要求枠に加算するものとすること。

④ 人的資源と財政的資源の組替

事業のスクラップ、事務の効率化等により、職員・会計年度任用職員の削減を行った場合は、下記のとおり一般財源に組替することができるものとすること。

・正職員の減員　　４００万円/人
・正職員から会計年度任用職員への変更　２００万円/人
・会計年度任用職員の減員　　２００万円/人

⑤ 地域課題や市民ニーズの把握

多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズの把握に努めた上で、新規事業の創設や事務事業の見直しを行うこと。

２　今後の調整等に関する事項

（１）予算要求配分枠等の調整　　１０月　９日（金）～１０月１６日（金）

（２）要求締め切り
・予算見積等（管理費等）　　１０月２２日（木）正午
・予算見積等（政策的経費等）　１０月２９日（木）正午

（３）財政課ヒアリング日程
１０月下旬～１２月上旬（詳細については、財政課各担当から別途通知）

（４）予算内示・復活折衝及び市長査定
令和９年１月中旬に予算案を内示後、復活折衝を経て１月下旬より市長査定を行う。